

新都心公園及び周辺 13 公園の官民連携事業に関する基本方針（案）に対する市民意見への回答

○募集期間：令和 5 年 2 月 1 日～令和 5 年 3 月 1 日

○意見提出件数：11 件（提出者数 2 名）

NO	該当箇所	ご意見（概要）	意見に対する回答
1	P4～6	公園に再生エネルギーを設置し活用して欲しい。	指定管理者制度を導入する方針であるため、公園の管理運営については指定管理者の提案に基づき、適切な公園管理運営が期待できるものと考えております。 ご意見につきましては、公募時の参考資料として事業者宛て情報提供いたします。
2	P4～6	刈草集積所を設け堆肥化し樹木への施肥、家庭菜園に利用する。	同上
3	P4～6	公民館が樹木、自動販売機と空缶箱を管理。	同上
4	P4～7	指定管理、Park-PFI のエリアであっても、今の愛護会や自治会管理の活動、自治会事務所占用許可などに影響はないか。	愛護会、自治会等の公園ボランティア活動や自治会管理活動につきましては、引き続き皆様にご協力いただきたいと思いますと考えております。 また、都市公園法第 5 条に基づく設置管理許可（ふれあい施設等）及び第 6 条に基づく占用許可につきましては、引き続き那覇市が許可を行うこととなります。
5	P6～8	地域主体の桜まつりやミカン狩りができれば楽しい。	指定管理者制度を導入する方針であるため、行為の許可については指定管理者において行うこととなります。なお、併せて公園協議会を設置する方針であるため、指定管理者と地域の連携を図ることで多様なイベント等が開催されるものと期待しております。
6	P6,7	市が Park-PFI として活用したいエリアを事前に示す必要があるのではないかと。（市の公園利活用の政策として） 【エリアを明記しないとする場合】 ①希望する Park-PFI エリアを地域が提案してもよいか。 ②Park-PFI エリアは何年か後に追加することも可能か。	Park-PFI で活用するエリアにつきましては、引き続き民間事業者や地域の皆様等の意見も踏まえながら、公募時に提示いたします。 なお、②につきましては、本案の事業効果を検証しながら、引き続き検討してまいります。

7	P7	屋根付きベンチ休憩所の設置。	Park-PFI 制度を導入する方針であり、公募対象公園施設として、公園利用者が休息・避難できる大屋根空間を持つ飲食店を整備する計画となっております。
8	P7	コンクリート製卓球台の設置。	Park-PFI 制度を導入する方針であり、特定公園施設については、民間事業者からの任意提案についても求めています。ご意見につきましては、公募時の参考資料として事業者宛て情報提供いたします。
9	P7	運動器具と発電機を連動させ蓄電し、販売機、照明、時計、サイレン、緊急時の携帯電話充電、電光掲示板等に利用する。	同上
10	P10	コンセプト実現のための 3 本柱の一つである「公園協議会の設立」がスケジュールに明記されていない。	公園協議会の設立スケジュールにつきましては、P8 表 4. 「段階的な協議会イメージ」に時期を記載しておりますが、ご指摘のとおり P10 の 4. 「スケジュール（今後の予定）」には記載しておりませんので、追記いたします。
11	提案	高齢者は花植えや剪定が好きなので、外出機会を作り体力維持や公共奉仕、社会との繋がりで健康寿命を伸ばす。	那覇市では随時公園ボランティアを募集しておりますので、引き続きご協力をお願いしたいと考えております。